



# 北上市 高齢者スポーツ大会等 参加促進事業費補助金

高齢者の生涯スポーツの継続と健康寿命の延伸を図るため、スポーツ大会等への参加に要する移動経費に対し、補助金を交付します。

## 補助金の対象団体

以下のすべての項目に該当する**団体**が対象です。

1. 公益財団法人北上市スポーツ協会の加盟団体又はスポーツを行うことを主たる目的として活動している団体
2. 高齢者(70歳以上※1)が所属していること。※1 事業を実施する年度の4/1現在
3. 組織の名称、代表者の選出方法及び総会の方法、会計監査の方法並びに意思決定手続を定めた規約等を具備していること。

## 補助金の対象事業

県内(市内除く)で開催されるスポーツ大会等※2に団体が構成員を参加させる事業で以下の要件を満たすもの。

※2 スポーツ大会等…国、地方公共団体又は公益財団法人日本スポーツ協会の傘下団体が主催し、又は主管する大会又は大会に準ずる交流会

1. 団体から参加する参加者の過半数が、市内に在住する高齢者であること。
2. 団体から参加する参加者が、11人以上であること。
3. 補助対象事業は3回まで。

【例】  
○対象 11人参加(うち市内高齢者6人、市外5人)  
×対象外 30人参加(うち市内高齢者15人、市外15人)



## 補助金の対象経費と金額

- バスの借上げ料(市内からスポーツ大会等の開催地までの往復に係るもの)の1/2以内の額(千円未満の端数切り捨て)。※借り上げるバスの詳細については、当該要綱をご確認ください。
- 1回の補助事業につき5万円を限度とする。

## 申請等の手続き

事業を実施する **2週間前**までに書類提出

- 補助金交付申請書
- 団体の規約など
- 大会等の開催要項
- 参加予定者名簿(市内在住及び年齢がわかるもの)
- バス借上げ料の見積書
- 振込口座(写し)

書類審査後  
交付決定通知送付

大会等参加

補助対象事業終了後、  
書類を提出

- 補助金交付請求書
- 交付決定通知書の写し
- 支出したことがわかるもの
- 参加者名簿
- 大会等の結果がわかるもの
- 委任状(必要な場合)

※参加人数の増減等で金額等に変更があった場合は別途変更申請が必要となります。

書類審査後  
支払い



詳しい内容や申請書のダウンロードは市ホームページをご覧ください。



お問い合わせ

〒024-0061

北上市大通り一丁目3番1号 おでんせプラザぐろーぶ3階

北上市まちづくり部スポーツ推進課 スポーツ推進係

☎ 0197-72-8270